

土木設計取扱書改訂業務委託（道改・調査） 特記仕様書

第1条 業務目的

本業務は、現行の福島県土木設計マニュアル【橋梁編】をベースとして、最新の技術図書等の内容を反映するとともに、本県独自の設計上の取り扱いを整理及び明確化し、著作権法に配慮した改訂案を作成することを目的とする。

第2条 仕様書

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部制定の「土木設計業務等共通仕様書」によるものとする。

第3条 適用図書

- 道路橋示方書・同解説
- 福島県橋梁補修調査設計要領（案）
- 各種設計便覧及び指針類
- その他監督員が必要と認める図書

第4条 業務内容

（1）計画・準備

本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握した上で、作業方針、作業工程、作業体制を立案し、業務計画書を作成する。

（2）資料収集整理

業務に必要な最新の各種技術基準、各種通知、条例等（以下、技術図書等）の関係資料を収集する。

（3）現行マニュアルの精査

現行マニュアルの引用元となる技術図書等を整理する。技術図書等の改訂状況を整理し、更新が必要な項目を抽出する。

（4）福島県独自基準の抽出

現行マニュアルに掲載されている技術図書等に記載のない事項を抽出する。

(5) 技術図書等との整合確認

技術図書等との比較を行い、以下の事項を整理する。

- ・ 現行マニュアルとの相違点
- ・ 新たに追加された基準等
- ・ 廃止または変更された基準等
- ・ 今後の技術図書等改訂時において、マニュアルの更新負担軽減に配慮した記載方法の検討

(6) 本県独自の取り扱いの整理

現行マニュアルに掲載されている内容について、以下の事項を整理する。

- ・ 継続掲載の必要性の検討及び確認
- ・ 過去通知文、条例等の整理
- ・ 新たに掲載が必要となる事項の提案

(7) マニュアル骨子作成

(3) から (6) を踏まえ、マニュアル骨子を作成する。

(8) マニュアル作成

マニュアル(案)を作成し、以下の関係者の意見を集約する。関係者の意見を踏まえてマニュアル改訂版としてとりまとめる。要約等解釈を加えず、著作権法を踏まえて今後のマニュアル更新作業が容易になるよう記載を工夫する。

- ・ 発注者関係機関
- ・ 設計コンサルタント関係団体
- ・ 建設業関係団体
- ・ 一般財団法人ふくしま市町村支援機構
- ・ その他監督員が必要と認める者

(9) 報告書作成

共通仕様書に定めるもののほか、以下を提出するものとする。

- ・ マニュアル改訂版
- ・ 技術図書等一覧
- ・ 改訂の根拠資料集
- ・ 事務所等への周知用マニュアル改訂概要資料

第5条 打合せ

打合せは、業務着手時、中間2回、成果納入時の計4回とする。打合せ回数の増減については、必要に応じ協議を行うものとする。

第6条 技術審査

技術審査は、中間及び竣工時の2回実施するものとし、管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 貸与資料

共通仕様書第1113条に定める発注者が貸与する資料は次のとおり。

- (1) 福島県土木設計マニュアル【橋梁編】 一式
- (2) その他、業務履行上必要な発注者の所有する資料 一式

第8条 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

- (1) マニュアル改訂版 一式
- (2) 技術図書等一覧 一式
- (3) 改訂の根拠資料集 一式
- (4) 事務所等への周知用マニュアル改訂概要資料 一式
- (5) 電子データ 一式

電子データは次の形式により納品すること。

- (1) Word 形式 (2) Excel 形式 (3) PowerPoint 形式 (4) PDF 形式

第9条 積算基地

本業務における積算基地の取り扱いとは下記によるものとする。

- (1) 本業務における積算基地は次の場所とする。

積算基地：福島市役所

- (2) 契約後の積算基地の変更は行わない。

第10条 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第 1 1 条 成果品の帰属

成果品に係る著作権は発注者に帰属するものとする。

第 1 2 条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。